

令和3年6月18日

「第95回コーデックス連絡協議会」の開催について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和3年7月2日(金曜日)に、コーデックス委員会における活動状況の報告と検討議題に関する意見交換を行うため、「第95回 コーデックス連絡協議会」を開催します。今回は新型コロナウィルス感染症の感染拡大という情勢を鑑み、関係省庁と各委員間におけるウェブ開催とします。また、ウェブ上の傍聴を受け付けます。

1. 開催概要

(1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会(※)の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うため、コーデックス連絡協議会を開催しています。コーデックス連絡協議会の委員、活動内容等は、以下のURLページに掲載しています。

消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/review_meeting_001/

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhi_n/codex/index_00001.html

農林水産省

https://www.maff.go.jp/j/syouan/ki_jun/codex/index.html

(2) 今回は、令和3年7月に開催される第25回食品残留動物用医薬品部会(CCRVDF)、第52回残留農薬部会(CCPD)の主な検討議題の説明を行い、令和3年4月に開催された第5回スパイス・料理用ハーブ部会(CCSCH)、令和3年5月に開催された第41回分析・サンプリング法部会(CCMAS)及び第14回食品汚染物質部会(CCCF)の報告を行い、意見交換を行うこととしています。

※ コーデックス委員会(Codex Alimentarius Commission)は、1963年にFAO

(国連食糧農業機関) と WHO (世界保健機関) が合同で設立した政府間組織です。消費者の健康を保護し、公正な食品貿易を保証するために、国際標準となる食品の規格 (コーデックス規格) や基準・ガイドラインなどを定めています。

2. 開催日時

日時：令和3年7月2日（金曜日）14時00分～16時20分

3. 議題

（1）コーデックス委員会の活動状況

ア 今後の活動について

- ・第25回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF)
- ・第52回残留農薬部会 (CCPR)

イ 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・第5回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)
- ・第14回食品汚染物質部会 (CCCF)
- ・第41回分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

（2）その他

これまでの当会議の議事概要等は以下の URL ページで御覧になれます。

また、今回の会議資料は、令和3年6月30日（水曜日）までに消費者庁の URL ページに掲載するとともに、会議終了後に3省庁の URL ページで公開することとしております。

消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/review_meeting_001/

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/codex/index_00001.html

農林水産省

<https://www.maff.go.jp/j/study/codex/index.html>

4. 傍聴可能人数

60名を予定しております。

5. 傍聴申込要領

(1) 申込方法

電子メールにて、以下の申込先に、「第95回コーデックス連絡協議会」の傍聴を希望する旨、御氏名（フリガナ）、御連絡先（電話番号、電子メールアドレス）、勤務先・所属団体名等を明記の上、お申込みください。（電話でのお申込みは御遠慮願います。また、厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課 国際食品室及び農林水産省 消費・安全局 食品安全政策課ではお申込みをお受けできません。）

＜電子メールによるお申込先＞

消費者庁食品表示企画課 宛て

電子メールアドレス: i.codexccp■caa.go.jp

（迷惑メール対策のため、@を■で表記しております。お手数ですが、■を@に置換えて御使用ください。）

(2) 申込締切等

令和3年6月25日（金曜日）17時00分必着です。

希望者多数の場合には、各社・各団体から1名までとさせていただきます。その上で、定員に達した場合は締め切らせていただきます。

傍聴の可否については、6月28日（月曜日）までに御連絡します。

(3) 傍聴される皆様への留意事項

次の留意事項を遵守してください。これらを守られない場合は、今回および今後の傍聴をお断りすることがあります。

- ・ウェブ会議を撮影、録画・録音をしないこと
- ・ウェブ会議用のURLを転送したりSNSで公開したりしないこと
- ・その他、事務局職員の指示に従ってください。

(4) その他

- ・傍聴等に係るインターネット通信料は、参加者の負担となります。
- ・安定したネットワーク環境の利用を推奨します。
- ・ネットワークの回線状況やWi-Fi環境により動作に支障が出る場合がござ

いますので、あらかじめ御了承ください。

- ・お申込みによって得られた個人情報は厳重に管理し、御本人への連絡を行う場合に限り利用させていただきます。

6. 報道関係者の皆様へ

報道関係者で傍聴を希望される方は「5. 傍聴申込要領」に従い、傍聴を希望する旨を記載し、電子メールによりお申込みください。その場合、報道関係者である旨を必ず明記してください。

(担当)

消費者庁 食品表示企画課
一条、吉原
代表：03-3507-8800（内線 2329）
FAX：03-3507-9292

厚生労働省 医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
国際食品室 今井、海老名
代表：03-5253-1111（内線 2405）
FAX：03-3503-7965

農林水産省 消費・安全局
食品安全政策課
担当者：国際基準室 織戸、堀米
代表：03-3502-8111（内線 4471）
ダイヤルイン：03-3502-8732
FAX：03-3507-4232